

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成 30 年 11 月 28 日
内閣官房
公正取引委員会
消費者庁
財務省
経済産業省
中小企業庁

1. 価格設定に関する考え方

- 我が国においては、消費税が 1989 年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。
- これに対し、1960 年代から 1970 年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることではなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。
- たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10 月 1 日以降 ○% 値下げ」「10 月 1 日以降 ○% ポイント付与」などと表示することは問題ありません。
- また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年 10 月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小

規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

- 大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

- このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはなりません。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3. その他

- 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実に反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。
- また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✗ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）

転嫁Gメンによる監視
関係機関による周知

(転嫁拒否する側)
小売事業者
下流の事業者

✗ 転嫁拒否等の行為

- 消費税増税分の減額要請
- 利益提供の要請 など

(転嫁拒否される側)
下請事業者
上流の事業者

その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のようない表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月~)
帳簿の記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

〔これまで〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (○市)	○,○○○
XX XX	会議費 (○商店、お茶代ほか)	○,○○○
XX XX	接待交際費 (○屋、仕出弁当代)	○,○○○
⋮ ⋮		
	XX年合計	○○○,○○○

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	○○○,○○○
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

〔軽減税率制度実施(2019年10月)後〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (○市)	○,○○○
XX XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (○商店、文具代)	○,○○○
XX XX	接待交際費※ (○屋、仕出弁当代)	□,□□□
⋮ ⋮		
	XX年合計	○○○,○○○

※軽減税率対象品目 8% 対象 ■■■,■■■
10% 対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	○○○,○○○
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

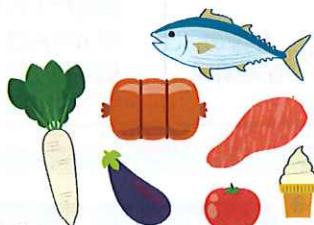
ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(*)への対応
 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討(「軽減税率対策補助金」の活用の検討)
 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存(区分記載請求書等保存方式)が要件とされます。

[参考] 飲食料品の取扱い(販売)がある事業者の準備

- ・売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認
- ・日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・値札の付け替え、価格表示の変更準備



※ 売上げについても「区分経理」が必要です。

※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

個人事業者の方へ(消費税確定申告書の作成手順の変更)



これまででは、①「帳簿(元帳等)」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿 ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	帳簿(「区分経理」されたもの) ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)